

議案第65号

朝来市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤岡 勇

提案理由要旨

人事手続等の内部手続における書面規制、押印、対面規制の見直しの一環として、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年朝来市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前項の宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号資料

朝来市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(宣誓)</p> <p><u>第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p><u>2</u> 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、<u>前項</u>の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>	<p>(宣誓)</p> <p><u>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>職員は、前項の宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p><u>3</u> 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>